

第4号様式(その1)(第7条関係)

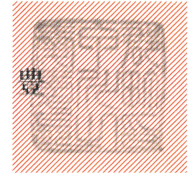
許 可 証	
NO COPY	
住所	東京都町田市木曾東一丁目34番6号
氏名	株式会社三凌商事
	代表取締役社長 赤石 賢治
再 複 写 無 効	

令和2年2月25日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県愛甲郡愛川町中津6766-1 株式会社三凌商事 愛川支社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(木くず・剪定枝)
収集、運搬及び処分の別	処分
営業の区域	一般廃棄物処理業許可申請書の事業計画書に記載された 排出事業所に限る。
処理料金	
営業許可期間	令和2年3月11日~令和4年3月10日
条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。 (2) その他町長の指示に従うこと。

令和2年3月30日

愛川町長 小野澤 豊



※この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に愛川町長を被告として提起することができます。